

富谷至『漢倭奴国王から日本国天皇へ』を読んで

〈目次〉

1. はじめに.....	1
2. 第一章 倭国の認識.....	2
3. 第二章 漢倭奴国王.....	3
4. 第三章 親魏倭王卑弥呼.....	15
5. まとめ.....	19

1. はじめに

富谷氏は「はじめに」の中で次のようにのべている。

国号「日本」、称号「天皇」については、日本史研究のうえでは論じ尽くされたかも知れない。しかし、中国学の立場からはすこし違った観点を提示することができるのではないか。これが本書執筆の理由であり、また長年中国古代・中世の政治・制度を研究してきた私の反省が本書執筆の動機である。

なお、本書は一般の読者を対象としており、専門的学術書ではない。したがって、先学の学説を逐一とりあげ、批判を加えるという行論をとっていない。書末の参考文献にまとめて掲載することでお許しいただきたい。また、引用する史料、特に『日本書紀』を始めとした日本側の史料の訓読も、中国漢文の訓読に準じている。この点もご了解いただきたい。

この本を一読し、また再読再々読を重ねてまず正直なところ思ったのは、著者の言う「本書執筆の動機」が見えてこないということである。間違いなく「一般の読者」である私には「すこし違った観点」というのが何であるか判然としなかった。

氏の該博な知識、浩瀚にわたる引用など、私の遠く及ぶところではないが、かと言ってそれら該博な知識、浩瀚にわたる引用が私へ「すこし違った観点」を示してくれているようには見えない。

それは私が凡庸であることによるものであろうことは勿論、俗っぽい新展開や新説を期待したことによるものなのかも知れないとも思うが、それにしてもこれまで私が読んできた衆説に比して刮目すべき点の多からざることははじめに敢えて唱えておきたいと思う。

尚、この本の対象とする時代は概ね漢代から唐代にまでわたるが、とりあえず日本古代史中私が主に関心を持っている後漢三国時代を中心として、以下この本を読んで思うところを述べたいと思う。

2. 第一章 倭国の認識

富谷氏は「倭が登場する最も古い文献」として『山海経』を上げ、しかしそれは成立時期や過程にはっきりとはしない部分もあり、躊躇の上「『漢書』地理志のこの有名な一条をもって嚆矢とするほうがよからう」として、『漢書』地理志にみえる、

らくろう
楽浪海中に倭人あり。分かれて百余国を為す、歳時を以て来たりて献見すという。

を挙げる。『漢書』の成立とほぼ同時代とみられる『論衡』には倭人ろんこうについての記述があり、いずれが「嚆矢」であるかは俄には決せられないのではないかと思う。

少し気がついたことがあるので付け加えておきたい。『漢書』のこの部分は通常【夫楽浪海中有倭人分爲百餘国以歳時來獻見云】として引用されて来たように記憶している。この場合、頭の「夫」は「夫そレ」と読ませるが、富谷氏はこの「夫」を直前の文の尻に付けて読んでいる。11 ページから 12 ページにかけて、この部分の読み下し文を載せているが、その後半を引用する。

然れども東夷は天性、従順にして、三方の外と異なる。故に孔子は道の行われざるを悼みいかだて、浮を海に設けて、九夷に居らんと欲す、故ある也夫。かな
楽浪海中に倭人あり。分かれて百余国を為す。歳時を以て来りて献見すという。

「也夫」を「かな」と読んでいる¹。富谷氏は中国学の専門家であり、当然漢文の読みにも精通しておられるであろうから、「一般の読者」である私が、氏の釋読に異を唱えるなど笑止の沙汰なのだろうが、百衲本二十四史に収められている北宋景祐刊本顔師古注『漢書』では、「也」と「夫」との間に、顔師古の細注が挟まっている。つまり、少なくとも唐代の訓詁学者である顔師古は「夫」を「楽浪海中」の頭として読んでいることになるのではないか。それとも、このケースのように「也夫」などの用例で「也」と「夫」との間に注を挟むことがあるのか。試しに「漢籍電子文献」で『史記』から隋唐五代までの正史群の中から「也夫」を拾い出してみると、「也」と「夫」との間に注が挟まっているケースは 1 例もなかった。顔師古が不適切な注のはさみ方をしたということか。この一節はかつて、九州の焼酎のテレビ CM でも用いられたことがあり、その CM でもナレーションは「夫レ楽浪海中倭人有り分レテ百餘国ヲ爲ス歳時ヲ以テ來リ獻見スト云フ」と語っていたから、九州の古代史ファンの中には記憶に残っている人もいるかも知れない。私も含めて、それらの人は富谷氏の読み違和感を覚えるかも知れない。

¹ 「漢籍電子文献」では校注として「劉放説「夫」字宜屬上句」とする。劉放は北宋の史学家（1022－1088）。

ついでに『翰苑』²の雍公叡注についても触れておく。雍公叡は9世紀に『翰苑』に附注した人だが、「倭国」の中で【中元之際紫綬之榮】という張楚金の本文に対して、『漢書』「地志」を引き、【夫餘楽浪海中】と記している。「夫餘」自体は『漢書』にも出てくるし、実在していた。例えば「王莽伝」に【其東出者，至玄菟、樂浪、高句驪、夫餘】と「樂浪」と並んで記されている。なので、雍公叡の見た『漢書』には【夫餘楽浪海中】と有ったかも知れないとの想像を逞しくすることはできようが、現存する『翰苑』自体の文字の乱れ等から察するに、その想像にいかほどの現実味があるかについては何とも言いようがない³。ただ、『翰苑』雍公叡注『漢書』に見えるがごとく、本来この箇所が【夫餘楽浪海中】とあったのだとしたら、顔師古が「也」と「夫」との間に注を挟んだのも理解できることにはなるのだが。

3. 第二章 漢倭奴国王

この本のタイトルにも「漢倭奴国王」という表記を用いているが、なぜこのような表記をするのか、理解に苦しむ。本文中では、金印の印文どおりに「漢委奴国王」とし、第一章第一節で「倭」が「委」に通じ」と断り、あるいは第二章第二節 32 ページでは「かつ「倭」と「委」は後漢期にあっては通用していた」と説明してはいるが、印文は「漢委奴国王」以外の何物でもなく、敢えて「漢倭奴国王」という表現を用いる意図が不明である。

恐らくは、以後に述べる「倭」「倭国」等についての考察において、金印の国を「倭奴国」として論を進める上でのステップにしたいのではないか。これは「一般の読者」に対するある種の“刷り込み”であり、芳しいこととは到底思えない。

話を第二章第一節に戻す。以下、引用する。

それは光武帝建武中元二年(五七)に倭国が後漢に奉獻し、光武帝が金印を賜与したという事実である。

この部分での「倭国」についてはこれから触れていくので一旦問わずに、これが「倭奴国」のことであるとすれば、それ自体は教科書にも書かれてある事柄であり、現在のところ通説として広く認められていると言っていい。しかし、である。

光武帝が倭国に金印を賜与したことは、以下の史料にみえる。

(1)『後漢書』光武帝紀

² 7世紀中葉成立、張楚金撰。国宝。黒板勝美博士により太宰府天満宮西高辻家に所蔵されていた『翰苑』が発見されたのは大正六年(1917)のことである。文献から倭奴国に下賜された印綬が金印紫綬であろうとわかるのは、この『翰苑』による。よって、志賀島より「漢委奴国王」金印の発見された天明四年(1784)ころ、『後漢書』の「印綬」記事に基づいて「金印」を偽造することは考えにくい。ただ、太宰府と博多は眉目の間であるから、天明ころの誰ぞが西高辻家所蔵『翰苑』の「紫綬」記載を知り、金印の偽造を思いついたと空想することは特段不快なことではないかも知れない。

³ この「夫餘楽浪海中」については橋本増吉も『東洋史上より見たる日本上古史研究』「翰苑所載本文の批判」の中で触れており、「前の部分に「夫」とあると、「夫餘」とあると、何れが正しいか疑問であらう。或は唐代までの漢書には、「夫餘楽浪海中」とあったのではないかと考へられるのである。」と述べている。

中元二年(五七)春。東夷の倭奴国王、使いを遣わして奉獻す。

(2)『後漢書』東夷伝

建武中元二年、倭奴国、貢を奉じて朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武は賜うに印綬を以す。

(3)晋・袁宏(三二八一三七六)『後漢紀』光武帝紀第八

(中元)二年、春正月 丁丑。倭奴国王、使いを遣わして奉獻す。

光武帝が下した印綬、それが一七〇〇年経った江戸時代末期になって忽然と姿を現す。日本人の多くが知っており、また中高校の歴史の時間で必ず習う志賀島発見の金印「漢委奴国王」にほかならない。

の部分については首を傾げたいような行論と言わざるを得ない。

まず、細かいことから述べる。

・『後漢書』光武帝紀について

同原文は【二年春正月辛未初立北郊祀后土東夷倭奴国主遣使奉獻】とあり、細注の【倭在帶方東南大海中依山島爲国】を挟んで【二月戊戌帝崩於南宮前殿年六十二】と続く。細注は唐の章懐太子賢注、いわゆる李賢の注で出典は『魏略』⁴である。諸書の東夷伝「倭」「倭人」「倭国」の条の冒頭は、やや表現を違えながらも概ねこの書き出しを襲っている。

指摘しておきたいのは、富谷氏が光武帝紀を引用する際、「中元二年(五七)春」までで止め、なぜ「正月」を抜いたのかということが一つある。「二月」の記事の直前に「東夷倭奴国主遣使奉獻」とあるから、これが「正月」であることは明白であろう。富谷氏は袁宏『後漢紀』を引いて「春正月」までを引いているが、『後漢紀』では、この後に【辛未初起北郊祀后土】と、『後漢書』光武帝紀に類する記述が続く。両者を並べてみよう。

『後漢書』【二年春正月辛未初立北郊祀后土____東夷倭奴国主⁵遣使奉獻】

『後漢紀』【二年春正月辛未初起北郊祀后土丁丑____倭奴国王遣使奉獻】

富谷氏も書中で触れているように、范曄『後漢書』は先行する「七家」あるいは「八家」⁶『後漢書』を下地として『後漢書』を編んでいるから、『後漢紀』が『後漢書』帝紀の藍本⁷の一つになったことは確かであろう。

⁴ 『漢書』地理志燕地顔師古注に【魏略云倭在帶方東南大海中依山島爲国渡海千里復有国皆倭種】とあり、李賢注と対応部分が全く同文であるから、出典を記していない李賢注も『魏略』に基づくことが明らかである。

⁵ 『百衲本二十四史』に用いられている『後漢書』の「紹興本」では「主」とある。校勘上、これが「王」とすべきものであることを容認するにしても、富谷氏の説は刊本レベルにも及んでいるし、何よりも「国王」と「王」についての考察を施しているのであるから、「紹興本」に「主」とあることについて何らかの附注をすべきではなかったらうかとも思う。

⁶ 謝承『後漢書』、薛瑩『後漢書』、華嶠『後漢書』、司馬彪『續漢書』、謝沈『後漢書』、袁山松『後漢書』、編者不明『後漢書』、張瑩『後漢南記』、張璠『漢紀』、袁宏『後漢紀』、『東觀漢記』など。袁宏『後漢紀』がほぼ全文を残している外は、ほとんどが逸文を残すのみである。

⁷ よりどころとなるもの本。原典。

富谷氏が「倭奴国王遣使」について『後漢書』光武帝紀から引くにあたり「正月」を抜いたことに意味があったのか、なかったのか。些細なことと思えるかも知れないが、本文の系統というものは時として大きな意味を持つことがあるので、何らかの注意を施してもらいたかったとの思いはある。

・「光武帝が倭国に金印を賜与したことは、以下の史料にみえる」について

富谷氏が「以下の史料」として挙げた『後漢書』光武帝紀、『後漢書』東夷伝、晋・袁宏『後漢紀』光武帝紀第八のいずれにも「金印」という文言は出てこない。出てこないのに、なにゆえ「以下の史料にみえる」とか「光武帝が金印を賜与したという事実である」とか断定するのか。『後漢書』自体には「金印紫綬」という文言がかなり多く出てくる。袁宏『後漢紀』でも「倭奴国王遣使」の少し後に「金印紫綬」が見える。しかし、「光武帝紀」建武中元二年条に書かれてあるのは、富谷氏の引かれている通り「光武は賜うに印綬を以てす」であり、「印綬」でしかない。

建武中元二年に賜与された印綬が「金印紫綬」であるということは、これらの史料からは窺うことのできないことである。それが、教科書にも載る史実として理解されているのは、一つには志賀島発見の金印に基づく。印文は「漢委奴国王」であり、「委奴」はこれを「倭奴」と理解した上で、『後漢書』建武中元二年「倭奴国」に賜与された印綬に相当するとする。発見された印が「金印」である以上、建武中元二年に賜与された「印綬」は「金印」に他ならないので、富谷氏が述べるように「それは光武帝建武中元二年(五七)に倭国が後漢に奉獻し、光武帝が金印を賜与したという事実である」という国民的共通認識とされてきたわけである。

ところが、富谷氏も触れているように、志賀島発見の「金印」には偽印説も根強い。富谷氏は溟王之印と廣陵王璽を用いて志賀島金印が真印であろうと推測されていて、これ自体は広く受け入れられるべき見解ではあろうが、理路として果たして十分なのかどうかという懸念は残る。

再度述べるが、富谷氏の挙げた三つの文献いずれにも「金印」とは書かれていない。おそらく主に文献によって中国学を研究されている富谷氏が、文献的裏付けを用意せずに、いきなり「それは光武帝建武中元二年(五七)に倭国が後漢に奉獻し、光武帝が金印を賜与したという事実である。」と述べたことには違和感を感じる。ならば、建武中元二年の「印綬」が「金印紫綬」であることを裏付ける文献はないのか。

二つ目は『翰苑』である。倭奴国王に下賜されたのが金印であろうと文献上から分かるのは、先述した『翰苑』による。『翰苑』には先に引いたように【中元之際紫綬之榮】との記述があり、「紫綬」とは紫のくみ紐のことで、紫綬を帯びるのは金印だから、倭奴国王に賜与されたのは金印であろうという推測が成り立つ。

『翰苑』は唐代の成立で、世界で唯一その写本が太宰府天満宮に現存する。これは平安時代の書写にかかると云われており、文献としての信憑性にはある程度の疑義が持たれるが、この部分の記述には何らかの典拠があったのであろうから、あながち無視することも出来ない。しかし、建武中元二年から『翰苑』の成立まで6世紀以上を経ている。張楚金は6世紀も前の「印綬」

が「金印紫綬」であるとの情報をどこから得たのであろうか。現代には伝わらない文献に記載されていたのか。またあるいは、張楚金の記述自体がなんらかの錯誤を来している可能性は無いのか。

金印の真偽を確かめるには、金の純度や印面の一辺の長さなど、他にも検討すべき点はある。それらに基づいても現在のところ志賀島金印真印説に疑問を差し挟む余地は乏しいとは言えようが、それでも偽印説の提出される余地もまた絶無ではないことを意識しておく必要があるのではなかろうか。

話を第二節「漢委奴国王」はどう読むのかに進める。

こんにち「漢委奴国王」をどう読むかについては三宅米吉説がもっとも受け入れられているかと思うが、これについて富谷氏は 30 ページで以下の通り 3 つの疑問点を列挙している。

- 疑問(1) 「漢の配下の倭に属する奴」という、A の B の C という印文は不自然ではないか。
疑問(2) 「奴」という国が後漢光武帝時代に日本列島に存在していたのか。
疑問(3) 中国が賜与する称号で「国王」という称号があるのか。

まず(1)であるが、おおよそ 10 行ほどの説明を読んでも、その趣旨がよくわからない。「漢委奴国王」の読み方について常に引き合いに出される「漢^{あくてきしちく}匈奴悪適尸逐王」の印文だが、富谷氏によれば、この両者は「似て非なるもの」「同類に扱うことはできないのである」とする。しかし、富谷氏は「漢委奴国王」の読みを三宅説では「漢+倭+奴+国王」という「構造」だと理解し、それを「漢匈奴悪適尸逐王」と対比して「似て非なるもの」とするが、これは三宅説のあまりにも硬直した理解ではないかと思う。

三宅説の一部を引用する⁸。

漢委奴国王の五字は宜しく漢の委の奴の国の王と読むべし。委は倭なり、奴の国は古への
儼県今の那珂郡なり、後漢書なる倭奴国も倭の奴国なり。

ここに明記してあるとおり、三宅説では「漢の委の奴の国の王と読むべし」であり、富谷氏が(3)でも力説する「王」と「国王」の違いは、それによって何を主張しうるかという点でその意義を喪失するのではないかという気がする。確かに、通常三宅説の読みとしては「漢の委の奴の^わ国王」とすることで通っているが、それは「奴」+官名としての「国王」という硬直した理解ではなく、あくまでも「奴の国の王」という理解の一つの表現の仕方であると受け止めるのが適切であろう。そうでなければ、『後漢書』の記述との齟齬をきたすことになる⁹。

(2)についても、その趣旨がよく分からない。(1)と比べて(2)は約 5 ページ余を割いて述べているが、いったい富谷氏はどうしてこのような混乱した思考を施すのか、理解に苦しむところである。35 ページから引用する。

⁸ 「漢委奴国王印考」『史学雑誌』第三編第三十七号、明治二十五年十二月。

⁹ 『後漢書』建武中元二年、奉貢朝賀したのは「倭奴国」であり、金印の「委奴国」を「倭奴国」と理解するのであれば、金印の印文は「漢の委奴国の王」との理解で済むことになり、「王」と「国王」との違いを論ずる意味が失われる。

さらに、『後漢書』安帝紀および東夷伝には、永初元年(一〇七)に倭国の奉献が記され、

永初元年 冬十月、倭国、使いを遣わして奉献す。

安帝永初元年、倭国の王 ^{すいしょう}帥升 等、生口百六十人を献じ、請見を願う。

光武帝の時の「倭奴国」と安帝元年の「倭国」、両者は「倭の奴国」と「倭国」という相違があるのだろうか。ならば、安帝の時代には、その「奴国」はどうなっていたのだろうか。消えてしまったのか。

私は、「倭奴国」「倭国」は同じ国を指していると考える。

「私は、「倭奴国」「倭国」は同じ国を指していると考える」の意味がよく飲み込めない。ここでの「倭奴国」は建武中元二年の「倭奴国」のことであり、「倭国」とは安帝永初元年の「倭国」と読み取るのが正しいのだと思うが、これがどうして「同じ国を指している」ことになるのか。富谷氏も引かれている『後漢書』東夷伝の記事を思い返してみよう。

建武中元二年、倭奴国、貢を奉じて朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武は賜うに印綬を以す。

ここには、「倭奴国」が「倭国の極南界」であると明記してある。ここにみえる「倭国」と、安帝永初元年の「倭国」は別物だということなのだろうか。もし、同一のものだとするならば、「倭奴国」「倭国」は同じ国であり、しかも「倭奴国」は「倭国の極南界」であるということになり、それは「倭国」が「倭国の極南界」であるという意味不明の状況をもたらすことになるのではないか¹⁰。

この両者が別物であるとの立場をとるとするならば、意味不明の状況は解消されるにしても、同じ『後漢書』中の別の箇所に書かれてある「倭国」を別物として理解する、その説明が求められるのではないかと思う。

そもそも、『後漢書』「倭伝」安帝永初元年の「倭国」については、通行本に見える「倭国」とは別に、以下のような表記が知られている¹¹。

- 『翰苑』所引『後漢書』「倭面上国」
- 一条懐良の『日本書紀纂疏』所引『後漢書』「倭面上国」
- 『釈日本紀開題』所引『後漢書』「倭面国」
- 宮内庁書陵部蔵北宋版『通典』「倭面土国」
- 『唐類函』所引『通典』「倭国土地王」

¹⁰ 武英殿版『通典』では、実際に【光武中元二年倭国奉貢朝賀使人自称大夫倭国之極南界也】とあり、まさしく「倭国は倭国の極南界」という意味不明の文となっている。橋本増吉が『東洋史上より見たる日本上古史研究』「翰苑所載本文の批判」で「すなはち、本来倭奴国とあったものが、時代が経過して日本即ち倭国という観念が確立した後には、自然に倭奴国即ち倭国という観念をも生ずることとなり、遂に前代の「倭奴国」なる国名を、恣に改訂して「倭国」となし、為めに忽ち「倭国之極南界也」という、直ぐ後の文句と矛盾するの事実をすら顧みざるが如き、粗忽を敢えてするに至ったのである。」と述べたとおりである。引用文中の文字表記は現代表記に改めた。

¹¹ この件については、富谷氏も巻末の参考文献に挙げている西嶋定生『倭国の出現』に詳説されている。

『異称日本伝』所引『通典』「倭面土地王」

元大徳刊本『通典』「倭面土地王」

これらは通行本『後漢書』の「倭国」と相違して、異様な国名となっている。その異様な国名にオリジナル性を見るか否か、判断の分かれるところではあると思うが、その点に富谷氏が言及しなかったのは、該書が「一般の読者」向けに書かれたものであることによるものか。

また、(2)では『三国志』から「倭人伝」部分を引き、次のように述べる。33 ページより引用する。

邪馬台国にかんする記事は、後に述べる景初^{けいしよ}三年(二三九)前後にあたり、その段階で中国側が掌握していた海の向こうの三十余国の中に「奴国」が含まれている。まず抱く素朴な疑問として、邪馬台国を中心としたかかる国々が二百年前の後漢初期に存在していたのだろうか。少なくとも後漢王朝が認識していた彼方の諸国が、『三国志』のそれと同じなのか。さらにいおう。邪馬台国は後漢光武帝の時にすでに存在していたのか。

まず、「すでに存在していたのか」について。『後漢書』「倭伝」から引用しよう。【自武帝¹²滅朝鮮使駅通於漢者三十許国皆称王世世伝統其大倭王居邪馬台国】である。これによるとこの「三十許国」は前漢代から通交しており、「邪馬台国」もその当時から存在していたかのようにも受け取れる。この部分の記載が果たして藍本であろう「七家」あるいは「八家」『後漢書』によるものであるかは即断できないが、かといって『三国志』に基づいた范曄の作文などと安易に斥けることも考究的態度とは言えない。

或は、私は富谷氏のつぎのような記述に、「いっそう」の「戸惑」いを覚える。同じく 33 ページ。

右の史料を見て、いっそう戸惑うことがある。ここには、二つの「奴国」が記されている。伊都国から東南百里の距離にある奴国と女王国の領域最南の奴国である。「漢の倭の奴」の「奴国」は、いったいどちらの奴国なのだろう。

「二つの「奴国」が記されている」ことに「いっそう戸惑う」とされるが、『三国志』「弁辰伝」には、「馬延国」が二度出てくる¹³。それどころか、『三国志』「韓伝」では、「不弥国」が出てくる。もちろん、「倭人伝」中の奴国と投馬国との間に登場する「不弥国」と同一国名である。倭と韓という一定の範囲内において同一名称の国があるケースは、すでに 3 例あるのだから、「いっそう戸惑う」などというたぐいのものではあるまい。

私の富谷氏への「戸惑」いはこれに留まらない。「女王国の領域最南の奴国」とは一体どこからそのような理解が生じるのだろうか。北部九州と見られる「奴国」と別の、もう一つの「奴国」は女王の都する所としての「邪馬台国」¹⁴の次に書かれている 21 か国の最後の国である。21 か国直前の表現は【自女王国以北其戸数道里可得略載其餘旁国遠絶不可得詳】である。そして

¹² ここでの武帝は前漢第七代の天子で、在位は 140BC-87BC。が、『魏志』「倭人伝」の「今」との兼ね合いをどう理解するか、問題もあるが。

¹³ 井上英雄他訳注『東アジア民族史 1 正史東夷伝』270 ページでは「重複であろう」とする。

¹⁴ 諸刊本は「臺」とするが、ここでは国名の当否を扱わないので、通説の「台」を用いる。

21 か国最後の「奴国」に続く表現は【此女王境界所盡其南有狗奴国】である。この 21 か国は「其餘旁国遠絶不可得詳」と書かれてあるとおり、方位は不明である。ただ単に「遠絶」にある 21 か国でしかない。それがなにゆえ「女王国の領域最南の奴国」などという方位を確定した理解に結びつくのか。恐らくは、帯方郡より邪馬台国まで概ね南下して至り、「女王境界所盡」としての「奴国」の南に「狗奴国」があるという、全体として南北の位置関係をこの「倭人伝」の地理記事が表していることからの錯覚に陥られたのではなかろうか。

またあるいは、『後漢書』建武中元二年の「倭奴国」の「極南界」という表記に引きずられて、21 か国の末尾の「奴国」を「女王国の領域最南の奴国」と錯認してしまったのか。もちろんこれは循環論証である。

更に、34 ページの次の箇所は、一体どのように理解すればいいのか、はなはだしい「戸惑」いを覚えてしまう。それは以下の通りである。

建武中元二年、倭奴国、貢を奉じて朝貢す。使人、自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜うに印綬を以す。

と「倭国の極南界」と記し、それは烏奴国の南の邪馬台国領域の最南の奴国を指している。実は、三宅米吉が「倭の奴の」と読んだその根拠は、この『後漢書』東夷伝が「倭奴国」「倭国の極南界」と解説しており、そこから「倭」と「奴」の二国を読み取ったからに他ならない。

「倭国の極南界」と記し、それは烏奴国の南の邪馬台国領域の最南の奴国を指している」とはどういう意味なのか。「倭国の極南界」と記しているのは『後漢書』であり、「烏奴国」が出てくるのは『三国志』である。富谷氏自身が、33 ページで「素朴な疑問として」「邪馬台国を中心としたかかる国々が二百年後の後漢初期に存在していたのだろうか」などと、「二百年」という時の隔たりを考慮の内に入れていないではないか。それなのに、上掲のように「二百年」隔たった時代の記述に対して、安直とも言える接続を図っていることに驚きすら覚える。

「烏奴国の南の邪馬台国領域の最南の奴国」については先にも一部述べた。『三国志』「倭人伝」の一体どこに、「烏奴国の南の」と解釈できる記述があるのか。原文は【次有烏奴国次有奴国】でしかない。方位など記載されていない。21 か国末尾の「奴国」が「邪馬台国領域の最南の奴国」などという解釈は、『後漢書』『三国志』から導かれたりはしない。

「そこから「倭」と「奴」の二国を読み取ったからに他ならない」と、わざわざ指摘するのも不可解である。「倭奴国」が「倭国の極南界」というからには、この箇所において『後漢書』に認識されている倭の国は「倭国」と「倭奴国」の二つであり、三宅の言っていることは正当である。子供の頃の国語の時間に、ある文章を読ませて、先生が「この文章の中に人物は何人登場しますか？」と設問することが有った。建武中元二年の朝貢記事に見える、「倭」の国は「倭国」と「倭奴国」の二国である。

34 ページから続ける。

ここで確認せねばならないのは、我々が一般的に『後漢書』と知っている史書は、宋・范曄（三九八一—四四五）がそれまで七種もしくは八種存在した「後漢書」を参考にして新たに編纂したものであり、それは陳寿『三国志』より一五〇年ほど後の編纂物である。つまり范曄は『三国志』東夷伝を見ており、「倭国の極南界」は、邪馬台国の南境に倭国が記されていることで、彼が付加した解説にすぎず、また「極南」からの朝貢をことさら強調したものである。

上記引文後半の、「倭国の極南界」は、邪馬台国の南境に倭国が記されていることで」とは、どういう意味なのか、これまた理解に難渋する。もしかして、「倭国が記されている」の「倭国」は「奴国」なのか。もしそうであれば、これまで富谷氏が述べてきたことと合致するが、軽々に誤記あるいは校閲上の瑕疵を想定するのはいかがなものかとも思うので、「理解に難渋する」以上の表現のしようがない。

また、「彼が付加した解説にすぎず、また「極南」からの朝貢をことさら強調したものである」も理解に苦しむ。「范曄」が『三国志』東夷伝を見「ていたのなら、21 개국末尾の「奴国」が「倭国の極南界」などと理解するはずはない。『三国志』「倭人伝」には、そのようなことは書いてないからである。

それから、范曄『後漢書』は先行する「七家」あるいは「八家」『後漢書』を下地として『後漢書』を編んでいるのではなかったのか。先に挙げた建武中元二年の倭奴国朝貢の記事も、范曄『後漢書』の記載は先行する袁宏『後漢紀』とほぼ同文である。これはこの箇所の藍本となったのが袁宏『後漢紀』であるか、もしくは両者共通の藍本があったと考えられる。ならば、「倭国の極南界」もそのような藍本上の記載を襲ったものだと考えられないのか。なにゆえ軽々に「彼が付加した解説にすぎず」などと断ずることができるのか、甚だ不審である。

35 ページについては、先に一部取り上げたが、まだ疑問に思う点があるので続いて引用しよう。

范曄『後漢書』に「倭奴国」とあり、また別の箇所には「倭国」という異なった表記がされているのは、基づいた複数の“原『後漢書』”の表記の差だと私は考えている。

これまた意味がよく理解できない。建武中元二年の記事は「別の箇所」などではなく、「東夷伝」の「倭伝」中に「倭国」と「倭奴国」が同時に出てくる。

建武中元二年、倭奴国、貢を奉じて朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。

と、富谷氏自身が引用したとおりである。35 ページから 36 ページを続ける。

当時、中国は「倭」を「倭奴国」とも読んだのであり、以後の史書にも倭は倭奴ともなっている。范曄がどこまでわかっていたのかは知らないが、中国の史書はなべて「倭」と「倭奴」を同一と見ている。

漢の光武の時、使いを遣わして入朝せしむ。自ら大夫と称す。安帝の時、又た朝貢せしむ。之を倭奴国と謂う。靈帝光和中、其の国は乱れ、遑いで相い攻伐す。

『北史』列伝八二 倭

倭国、……漢の光武の時、使いを遣わして入朝せしむ。自ら大夫と称す。安帝の時、又た使いを遣わして朝貢せしむ。これを倭奴国と謂う。桓、靈の間、其の国は大いに乱れ、通いで相い攻伐す。

『隋書』東夷伝 東夷・倭国

倭国は、^{いにしえ}古の倭奴国なり。

『旧唐書』東夷伝・倭国

日本、古の倭奴なり。

『新唐書』東夷伝・日本

『北史』を先に挙げているが、『北史』のこの箇所は『隋書』に基づいているので、敢えて両者を重ねて取り上げる必要はない。「倭奴国」についての『隋書』の原文は、【漢光武時遣使入朝自稱大夫安帝時又遣使朝貢謂之倭¹⁵奴国】である。「謂之」の「之」とは、建武中元二年と永初元年に使いが入朝した「倭」のことを指す。富谷氏は続けて、

「倭」がどうして「倭奴」となるのか。

と言う。これまた意味がよく分からない。『隋書』は建武中元二年と永初元年に入朝した「倭」のことを「倭奴」と述べているが、それは「倭」が「倭奴」となることを意味するものではない。『翰苑』「倭国」には、永初元年の記事が2ヶ所雍公叡注として引かれているが、そこに見える国名は「倭面上国」と「倭国」である。雍公叡注は『通典』成立にやや遅れるとみられるが、ほぼ同時代である。先にも述べたが、『通典』では永初元年の国名を「倭面土国」あるいは「倭面土地王」とし、当時流布していた写本『後漢書』も「倭国」¹⁶あるいは「倭面土国」¹⁷に類した表記であったろうことは否めない。

ならばなにゆえ『隋書』は永初元年の国名まで「倭奴国」としたのか。それは編者魏徵の単なる錯認に基づくものと考えて大過ないと思われる。理由は上述の同時代資料上の表記である。富谷氏がこの点にこだわるについては不審感を持つ。それは、「倭国の極南界」について范曄の誤認であると粗雑な推断をしておきながら、『隋書』のこの件については、同時代資料に何等の裏付けもないのに「倭」がどうして「倭奴」となるのかなどと唱える。それは富谷氏が自身の所説「倭奴国」と「倭国」は同じ」という立場を維持するための推断であり、後漢代以降、正史にも度々出現する「倭国」と相違して、史実としてはたった一度しか出現しない建武中元二年の「倭奴国」という表記に固執したことによる推断であると言えよう。

『後漢書』「倭伝」には「倭奴国」を「倭国の極南界」とし、またその記述の少し後には【倭国王帥升】が見える。これについては先に一定の疑問を述べた通り、扱いを一旦保留するにしても、ま

¹⁵ こんにち伝わる刊本では「倭」ではなく、「イ妥」とするが、ここでは両者の異同を論じないので「倭」を用いる。『北史』も同。

¹⁶ 『後漢書』諸刊本は「倭国」である。西嶋定生氏はこの立場に立つ。

¹⁷ 「倭面土国」「倭面土地王」の立場に立つ論者も古来多く、内藤湖南もその一人である。

たその少し後には【桓靈間倭国大乱】ともあり、ここでも「倭奴国」とは違う「倭国」という表現を用いている。『三国志』においても、伝目自体は「倭人伝」¹⁸であるが、「倭国」という表記も数箇所ある。『隋書』「倭国伝」冒頭は「倭国」で始まる。『隋書』がその編纂に『三国志』を用いていることは「倭国伝」中に【魏志所謂邪馬臺者也】と明記してあることから分かる。『三国志』帝記中には「邪馬臺」という文字は見えないから、「倭人伝」にも魏徴¹⁹の眼は届いていると言える。もちろん、『宋書』は「倭国伝」であり、所謂「倭の五王」は一部を除いて概ね「倭国」王とし、「倭奴」などという表記は出現しない。

以上の通り、『三国志』『後漢書』『宋書』『隋書』を通して、中国側からは、その実体がいかなるものであるかという具体的イメージの有無は不明としても、「倭国」という存在への認識は一貫していると言える。

では、新旧『唐書』の記述についてはどう考えればいいのか。富谷氏の引かれた『旧唐書』の「倭国は、古の倭奴国なり。」を以て「倭」が「倭奴」であると解釈するのは早計に過ぎると言えよう。『隋書』「高句麗伝」にもみえるが、伝を立てるに当たりその国の出自に言及するというスタイルは『旧唐書』でも引き継がれており、高句麗が夫餘系、百済も夫餘系、新羅は辰韓人という風である。「倭国」の場合、「倭国の極南界の倭奴国」が後漢光武帝へ遣使朝貢したことが『後漢書』に記されており、それを倭と中国の通交の嚆矢と捉えたことにより、『旧唐書』「倭国伝」の記述が【倭国者古倭奴国也】となったものと理解するのが至当である。『新唐書』には、『旧唐書』のように倭国と日本国を分けて記載するという体裁は取っていない。ただ、『旧唐書』「倭国伝」の冒頭【倭国者古倭奴国也】の「倭国」を「日本」と直しただけのことである。

そもそも、『旧唐書』にしてからが10世紀中葉、つまり唐帝国滅亡後の五代十国という混乱の時代に成立したもので、そこに見られる記述を以て漢代以来の「倭」と「倭奴」との関係性を論じようとする自体が、まさに“二階から目薬”的推論と言わざるを得ない。

36 ページから続ける。

そもそも「奴」とは、異民族の国名に付けられ、卑下の接尾辞なのである。先の「魏志倭人伝」に列挙された国名を思い出していただきたい。「弥奴国」「姐奴国」「蘇奴国」「華奴蘇奴国」「鬼奴国」「烏奴国」「狗奴国」……。さらに我々は漢の強敵として有名な北方騎馬民族国家「匈奴」を知っている。「匈奴」の「匈」は、匈河という河水の名称であり、それに卑辞の「奴」をつけて「匈奴」の二字が成立する。

京都大学名誉教授であるという富谷氏がここまで粗忽であることに私は驚きを禁じ得ない。「魏志倭人伝」に列挙された国名を思い出していただきたいと言われた富谷氏自身に、「魏志倭人伝」に列挙された国名を思い出していただきたいと言わねばならない。ご自分で先に挙げ

¹⁸ 「倭人傳」と伝目を立てて明記するのは「紹熙本」とその系統である「仁壽本」や「元大徳刊本」であり、「紹興本」「汲古閣本」「武英殿版」には伝目の記載がない。北宋咸平本かとも言われる「吳志殘卷」にも伝目は見当たらないし、晋代の書写にかかるとされる古本『三国志』殘卷にも伝目を立てない。

¹⁹ 『隋書』の編者。

られた、21 か国中末尾の「奴国」をお忘れなのであろうか。いや、邪馬台国への里程記事中の「奴国」も「思い出していただきたい」。富谷氏が言われるように、「そもそも「奴」とは、異民族の国名に付けられ、卑下の接尾辞なのである」というのであれば、2ヶ所出てくる「奴国」というのは、「卑下の接尾辞」のみを国名とする国ということなのか。

またあるいは21か国中の「華奴蘇奴国」はどうなのか。4文字目の「奴」が「卑下の接尾辞」ならば、2文字目の「奴」は違うのか。「接尾辞」というからには単語の末尾に付くものであろう。2文字目の「奴」は「卑下の接尾辞」ではないのだから、なんらかの音を写したものだ。ならば、4文字目の「奴」もなんらかの音を写したものと考えられないのか。富谷氏の「卑下の接尾辞なのである」という断定は事程左様に根拠に乏しく、簡単に反駁を受ける極めて粗雑な推論に過ぎない。

36 ページを続ける。

印文は「倭の奴」ではなく、「倭奴」と解釈せねばならないのである。

「倭奴」と解釈する、ということは、「倭」+卑下の接尾辞「奴」ということである。つまり、建武中元二年に光武帝より印綬を賜与された国は、「倭」+卑下の接尾辞「奴」+「国」であった。一体、この「倭」+卑下の接尾辞「奴」+「国」というのは、同じ建武中元二年条の「倭国」とどう違うのか。同じであるはずはない。先にも述べたが、同じであるとすれば、「倭国」は「倭国の極南界」という意味不明の解釈となってしまうからである。

では、どのように違うのか。説明を聞きたいものである。恐らくは「倭国の極南界」という記述が范曄によって付加されたものだと言いたいのかも知れないが、その推測には根拠が乏しいことは既に述べたとおりである。

疑問(3)では、先にも少し触れた「国王」という称号について述べている。

しかし、中国が与えた称号として「国王」と「王」とは、全く異なる。いや、「国王」などという称号は存在しないのである。

何を力説しているのか不明である。「国王」などという称号は存在しない、というのであれば、当初の三宅説のごとく、「漢の委の奴の国の王」と読めばいいだけのことである。

38 ページから引用する。

以上をふまえて、私は、金印の印文はこう読むべきだと結論づける。

わどこく
漢の倭奴国・王

そして金印賜与の背景には、漢は倭奴国に王という称号とその認証をしめす印綬を与えることで、漢に朝貢し従属する異民族国家として倭を位置づけたこと、中国と倭との政治的外交関係は、ここからはじまる。そして本書を貫く重要な^{キーワード}鍵詞は、この「王」という一字であることを今ここで申し添えておきたい。

これまた意味が判然としない。「金印賜与」されたのは「倭奴国」である。それがどうして、「漢に朝貢し従属する異民族国家として倭を位置づけた」ということになるのか。繰り返して言う。「金印賜与」されたのは「倭」でも「倭国」でもなく、「倭国の極南界」にある「倭奴国」である。「倭奴国」が「金印賜与」されたからと言って、どうしてそれが「倭」の「位置づけ」につながるのか。「倭奴国」が「倭」+卑下の接尾辞「奴」+「国」、即ち「倭国」であるとするご自身の推定が安易に既定事実化しているのではないか。それだからこそ、「金印賜与」されたのは「倭国の極南界」にある「倭奴国」であるはずなのに、「倭を位置づけたこと」という理解へと直結してしまったのだとしか思えない。このような行論は私の遠く理解の及ばないものである。

更に付け加える。「倭奴国」に「わどこく」とルビを振っているが、「奴」は「ど」と読むべきなのか²⁰。「一般の読者を対象として」書かれたものであるなら、通説の起音 N²¹(「な」「の」「ぬ」など)を否定する説明が必要ではないか。「一般の読者」の多くは、これを「倭のなこく」と読み、それが那ノ津、灘の県、那珂川などという博多周辺の古来の地名「な」に関連があると理解しているであろう。博多湾口の志賀島から発見された「漢委奴国王」の金印も、「かんのわのなこくのおう」と読み、その「なこく」とは、古来の地名「な」に関連していると理解していることも又、疑いのないことであろう。

「魏志倭人伝」上で帯方郡より邪馬台国へのコース上にある倭の国々を思い起こしてみよう。「對馬国²²」「一支国²³」「末盧国」「伊都国」がそれぞれ現在の地名である「つしま」「いき」「まつら」「いと」をほぼ写していることを否定するものはないだろう。ならば、里程記事からみて現在の福岡付近にあったとみられる「奴国」も「な」と読むのが自然なのではあるまいか。それに比して富谷氏の所説では、「奴国」を「卑下の接尾辞(ド)」のみを国名とする国との理解に至らねばならないことになり、「な」と理解することに比べたら、甚だしく受け入れがたく思われるのは間違いなからう。

「第三節 朝貢の真の意味」では、富谷氏の該博なる知識を延々と披瀝されているが、44 ページの一節を引いて第二章への批判を閉じたい。

さらにいまひとつ想起したい。『後漢書』東夷伝の范曄がわざわざ「倭国之極南界也」と述べたその意味を。范曄は「魏志倭人伝」に二つ存在する「奴国」の一つが邪馬台国の領域の最南にあることで、中華意識をもって、それを取りあげ注記したにすぎないのである。

この考察についての批判は既に述べたが、重ねて指摘しておく。21 か国末尾の「奴国」が「邪馬台国の領域の最南にある」などということは「魏志倭人伝」には書かれていない。【其餘旁国遠絶不可得詳】である。21 か国の方位などは書かれていない。21 か国末尾の「奴国」に続けて、【此女王境界所盡】とあり、【其南有狗奴国】と狗奴国が「女王境界」の「南」にあることが記されるのみである。よって、富谷氏の「中華意識をもって、それを取りあげ注記したにすぎないのである」という見解は、「魏志倭人伝」中の、例の 21 か国部分についての精読を怠ったことによるもので、

²⁰ 「奴」を「ど」と読んでいいかは大いに疑問があるが、中国古代音韻の世界については専門性が高く、言及を控える。

²¹ 三宅米吉「漢委奴国王印考」。

²² 百衲本『三国志』では對海国であるが、對馬国の誤。

²³ 百衲本『三国志』では一大国であるが、一支国の誤。

則ち、富谷氏の「想起」つまり「范曄がわざわざ「倭国之極南界也」と述べたその意味」というそれ自体がその存立の根拠を失う。

4. 第三章 親魏倭王卑弥呼

富谷氏はまず、第一節で諸葛孔明の故事を紹介した後、倭女王卑弥呼が魏に遣使した折の状況を述べる。『三国志』現行刊本には「景初二年」と見えるが、それが「景初三年」の誤であることを、やや詳しく解説しており、これは「一般の読者」に対しても有効であろう。ただ、くどいようだがこの章でも「倭奴国」と「倭国」についての見解が述べられているので取りあげておく。54 ページ末尾。

まず、確認したい。「親魏倭王」の称号は、かの「漢委奴国王」と同じく、「王」という称号であった。「倭奴国」と「倭国」は同じであるので、倭王は倭国王であり、また倭奴国王、つまり光武帝の与えた称号と変わらない、またこれも金印であった。

「倭奴国」と「倭国」は同じであるなら、例の建武中元二年の記事は、「倭国は倭国の極南界なり」ということになる。意味不明である。「倭王は倭国王であり」については、問題はない。『三国志』「倭人伝」では「倭王」「倭女王」として多出するが、「少帝齊王紀」ではその正始四年冬十二月の条に【倭国女王倭弥呼遣使奉献】とみえるし、『宋書』における、所謂「倭の五王」についても、「倭王」であったり「倭国王」であったりして、この両者の意味するところに大きな差は無いものと考えられる²⁴。

しかし、「倭王は倭国王であり、また倭奴国王、つまり光武帝の与えた称号と変わらない」となると、上述のごとく意味不明となる。

次は、ひょっとして校閲レベルの話かもしれないが、気がついたので記しておく。55 ページである。

『三国志』、いな中国の文献史料といってもいいが、「親魏○○王」の称号はこの大月氏と倭国の二例にとどまる。「王」の称号自体は周辺諸国に賜与したことは、史料からも検証はできる。しかし「親魏某国王」は、ない。実際は他にも賜与したのだが、『三国志』には記載されていないだけだとの考えもあるかも知れない。しかし、周辺諸国への王号賜与は比較的丁寧に記している正史において、なぜ「親魏某国王」はこの二例だけなのか。

他になかったかどうかは、沈黙からの論証であり、もはやこれ以上は何ともいえない。しかし、あえて憶測がゆるされるなら、私は、次の理由から「親魏某国王」は、倭国と大月氏国の二国だけだったと考えたい。それは、大月氏国は当時、魏が認識するもともと西、流沙の果ての国であったことと関係する。

「しかし「親魏某国王」は、ない」と言いつつ、「なぜ「親魏某国王」はこの二例だけなのか」とも

²⁴ 大きな差はないと思われるが、この違いについて検討することは新たな史実解明につながる可能性も当然ある。

言う。始めの「しかし「親魏某国王」は、ない」は、「この二例」の他には「ない」と言いたかったのか。いやいや、そこまでストイックに追求するものではない、との言い分もあるかも知れないが、それではなぜ「親魏〇〇王」なる表記を用いたのか。「一般の読者」としては甚だ分かりづらく思うのではないか。富谷氏は「王」と「国王」との違いについて力説するのであるから、ここでこのような焦点の定まらない表記をするのはいかなものかと思う。

「親魏〇〇王」の話のついでに「親晋氏王」「親晋羌王」について触れておきたい。印文の構造は「親魏倭王」と同一である。『晋書』「だん ひつてい段匹磾伝おうしん おうしゅん」および「王沈王浚伝」に「親晋王」という記述が出てくる。また、大谷大学禿庵文庫所蔵の中国古印の中に「親晋王」と刻した印があるというし、中国の古い印をおした印譜をしらべてみると「親晋氏王」「親晋羌王」という二つの印があるという²⁵。印譜自体の信憑性についてはいかにどのものか私の知るところではないが、「親魏倭王」「親魏大月氏王」という印文の形式が他に類例を見ないものだという趣旨で富谷氏がこの項を書かれたのであれば、少しばかり水を差すつもりでの紹介である。

続いて第三節 「『日本書紀』が記す「魏志倭人伝」」に話を進める。

『日本書紀』『神功紀』には「魏志倭人伝」が3条引かれている。39年、40年それに43年である。引文については富谷氏が示しているので私からの引用は割愛する。第三節における富谷氏の主張について言及する前に、一つ校勘上の注意点を取りあげたい。それは「景初二年六月」条のことである。富谷氏が51ページ以降解説している通り、諸刊本の「二年」は「三年」の誤であろうことは既に一般的に認識されていることであるが、問題は「六月」である。『三国志』『倭人伝』の景初三年条は諸書に引用されているが、それらの総てに「六月」の記載があるわけではない。私の知る限り、「六月」の記載を持つものは通行諸刊本のほか、『日本書紀』『神功紀』所引「魏志」、『玉海』所引「魏志」、『冊府元龜』『封冊』『朝貢」、それに我が国の江戸時代、とうていかん藤貞幹の著した『好古日録』である。他は公孫淵誅伐の後のこととしての表記である。この「六月」の記載をもつもののうち、現行最古の刊本「紹興本」の成立が南宋代12世紀中葉までの刊行であるが、「紹興本」は北宋代1002年刊刻の最初の『三国志』刊本「咸平本」を継承しているものと考えられ、『冊府元龜』が「咸平本」の10年ほど後に成立している。『玉海』は13世紀の成立であるから、「六月」の記載のあるものは宋刊本の記載を襲ったものだと一応考えられる。それは、「六月」の記載をもつものは同時に「景初二年」とすることからも裏付けられよう。ただ、『日本書紀』『神功紀』所引「魏志」が例外となる。これのみが「景初三年」とし「六月」の記載をもつ。

周知のごとく『日本書紀』は720年の成立であり、当然、北宋版刊行よりも300年近く早い。『続日本紀』神護景雲三年(769)条に大宰府に対して朝廷より「漢書」「後漢書」「三国志」「晋書」各一部を賜ったことが記されている²⁶。また、『日本書紀』編纂には各中国正史が用いら

²⁵ 大庭脩『親魏倭王』103ページ。

²⁶ 「大宰府言。此府人物殷繁。天下之一都會也。子弟之徒。學者稍衆。而府庫但蓄五經。未有三史正本。涉獵之人。其道不

れていることは先学によって明らかにされている²⁷が、9世紀末葉ころ編纂されたとされる藤原佐世^{すけよ}『日本国見在書目録』にも「三国志」は記載されているので、刊本刊行以前の写本『三国志』が既に我が国にもたらされていたことは確かである。

つまり、『日本書紀』『神功紀』所引の「魏志」は、この写本「三国志」ということになる。この事自体は、『三国志』の本文の系統を考える上で極めて重要な事柄といえる。ただ、懸念されることもある。それは、この「神功紀」の注が、原注であるか後注であるかという問題である。極めて専門性の高い問題であるので、「一般の読者」の及ばないところで既に決着のついている問題かも知れないが、仮にそうでなければ、事はそう簡単には済まされない。「神功紀」は巻八であるが、この巻を残す最も古い写本は「北野神社本」ではないかと思う。「北野神社本」28巻のうち、古いものは平安末期の書写にかかるとされている²⁸ので、初期の『三国志』刊本が日宋貿易によって我が国にもたらされていた可能性も、あるいは考慮せねばならないかも知れない。「ここに魏志を引いたのは、後人の所業とする説がある。わが国の文献に徴証が無いので、編者が参考に記しておいたのであろう」とする意見²⁹もある。それならば、「神功紀」に注引された「魏志」が写本『三国志』であったという見解も揺らぐことになるが、確定的なことを述べるには史料が足りない。

さて、話を本題に戻す。『日本書紀』『神功紀』所引「魏志」の3条を列記した後、富谷氏は以下のように述べる。

私が訝しく思うのは、卑弥呼、邪馬台国という名称がなぜここに明記されていないのかということである。『日本書紀』の選者が『三国志』魏書・東夷伝を目にしていることは、先に言及したように確かである。しかし、「魏志倭人伝」にある「邪馬台国」「卑弥呼」の国名と人名は見えない。

①卑弥呼、邪馬台国は、ヒメ、ヤマトという普通名詞であり、中国での呼称を記す必要はなかった。

②卑弥呼、邪馬台国を『日本書紀』においてどう位置づけるのか、神功皇后と倭女王との関係を調整することの困難さが記述の省略を招く。

そういった理由があるのかも知れないが、いまのところ不可思議といっておくしかない。むしろ次の事柄のほうが、私は気になる。

③魏から「親魏倭王」の称号と印綬を賜与されたこと、『日本書紀』はなぜ明記しないのか。「親魏倭王」は倭国がわざわざ洛陽まで使者を派遣し朝貢を申し出たその見返りに与えられた称号であり、先に述べたように、倭、卑弥呼にとっては魏から承認された正当性の象徴である。誇示してしかるべき、それを『日本書紀』が明記していないこと、私はそれが最も不可解なのである。

『日本書紀』は「親魏倭王」をわかっていながら、故意に書かなかった。つまり、三世紀倭女

廣。伏乞。列代諸史。各給一本。傳習管内。以興學業。詔賜史記。漢書。後漢書。三国志。晋書各一部」

²⁷ 笠井倭人『研究史 倭の五王』4 ページ以降「『書紀』の出典からの研究」。

²⁸ 朝日新聞社『日本古典全書 日本書紀一』40 ページ。

²⁹ 同上「二」231 ページ頭注。

王の時代では、誇示すべき「親魏倭王」が『日本書紀』が編纂された八世紀養老四年(七二〇)段階では、隠蔽しておきたい事柄になっていたのだ。

では、その間の五百年間にどのような変化があり、表と裏が置き換わったのか、その解答を求めて、四世紀から時代を降っていこう。

「私が訝しく思うのは、卑弥呼、邪馬台国という名称がなぜここに明記されていないのかということである」というのは大袈裟であろう。富谷氏自身が列挙した 3 条の文を、原文の『三国志』「倭人伝」と対比してみればすぐに分かる。両者の文は一部に文字の異同を見るものの、ほぼ同文である。そして、『魏志』の景初三年、正始元年、正始四年の記事から簡略に抜粋して書き加えているだけのことではないか。富谷氏は「魏から「親魏倭王」の称号と印綬を賜与されたこと、『日本書紀』はなぜ明記しないのか」と書くが、正始元年条には、富谷氏の記したように「詔書印綬を奉じて、倭国に詣らしむるなり」と記してある。これが、景初三年の「郡に詣りて、天子に詣りて朝献せんことを求む」に応答したものであることは明らかであるから、魏と倭(国)との関係は、この 2 条から明白であり、「隠蔽しておきたい事柄になっていたのだ」というのは、先に述べたとおり大袈裟というものであろう。「詔書」も「印綬」も下げ渡されるものであるし、「天子に詣りて朝献せんことを求む」というのであるから、魏と倭(国)との関係は、たったこの 2 条で明白と言えよう。

『日本書紀』は「親魏倭王」をわかっていながら、故意に書かなかった。つまり、三世紀倭女王の時代では、誇示すべき「親魏倭王」が『日本書紀』が編纂された八世紀養老四年(720)段階では、隠蔽しておきたい事柄になっていたのだも大袈裟である。確かに引文では「親魏倭王」と書かれてはいないが、景初三年、正始元年条を見れば、上に述べたように、魏と倭(国)との関係は、たったこの 2 条で明白なのである。

では、果たしてこの 3 条の『魏志』引文は『日本書紀』編纂時からあったのか、則ち原注であったのか。もしそうであれば、隋朝に対して倭国が対等に近い意気込みを持って遣使した 600 年以降の倭・隋外交の姿勢とは相そぐわないようにも思える。

原注説、後注説いずれにしても、『日本書紀』「神功紀」に『魏志』が引用されているのは、彼我の文献に記される“女王の時代”を注釈者が意識して、ここに挿入したものであろう。富谷氏は第四章第一節で紹介しているが、「神功紀」六十六年には『晋起居注』から【武帝泰初³⁰二年十月、倭女王遣重詔貢獻】³¹が引用されている。注釈者はここにも見える「倭女王」を「神功皇后」と結びつけて挿入したものと考えて大過ないと思われる。

³⁰ 泰始の誤。

³¹ 『晋書』「武帝紀」泰始二年十一月己卯「倭人來獻方物」と見えるが、ここでは「倭人」である。『晋書』「倭人伝」にはそれに相当する【泰始初遣使重詔入貢】の記述もある。

5. まとめ

以上、富谷氏の『漢倭奴国王から日本国天皇へ』の中から、とりあえず日本古代史中私が主に関心を持っている後漢三国時代を中心として思うところを述べてきた。第一章から第三章までで全体の三分の一にも満たない分量ではあるが、「一般の読者」である私から見ても、受け入れがたい部分は少なくなかったと言えよう。この本の副題に「国号「日本」と称号「天皇」の誕生」とあるが、これらのテーマはこれまで既に多くの専門家や在野の研究者から様々な意見が述べられてきた。その中の幾つかを読んできたが、今回富谷氏の該書を数度読み通してみても、刮目すべき主張があるようには感じられなかった。それは私が凡庸であることによるものであろうことは勿論、俗っぽい新展開や新説を期待したことによるものなのかも知れないと思うが、それにしても第一章から第三章まででしばしば感じられた苛立ちと失望感の原因の幾分かは富谷氏の姿勢にもあるのではないかとも思う。

第九章第二節の「^{でいぐん ぼし}「禰軍墓誌」の発見」は興味深かった。もし富谷氏が単純に「一般の読者」受けを狙うとしたら、この「禰軍墓誌」というテーマ一つで、十分に面白く、読ませる本が書けたのではないかという予感が「一般の読者」である私の脳裏にふっと浮かんできたことを吐露して、この稿を閉じたいと思う。

(了)

〈参考資料〉2018年7月31日「朝日新聞」「金印の真贋 白熱の議論」「福岡で専門家ら公開シンポ」「不確実な思い込み排除は一致」の記事中より引用。

西南学院大名誉教授 高倉洋彰さんコメント

「印文の構成 読み方に矛盾ない」

国宝金印に造詣が深い弥生文化の研究者、高倉洋彰・西南学院大名誉教授は本物説を支持している。真贋論争をめぐる、このほど本紙にコメントを寄せた。

「漢委奴国王」金印の印文に「印」や「章」の一字を欠くことを根拠に偽印だという意見があるが、それは事実を無視している。

魏や晋は漢にならって臣下を、公務員である直属の内臣と、蕃国の官吏など直属ではない外臣に分けた。羅福頤^イ氏を中心に故宮博物院が編集した「秦漢南北朝官印徵存」（1987年）という官印集によると、魏の内臣印が134、晋の内臣印が240も収められているが、魏で60、晋で102に「章」や「印」という格を示す文字を欠いている。周辺民族に下賜した外臣印は魏晋合わせて340あるが、「章」や「印」を末尾の格とするものは一例もない。

後漢代では、一辺一寸の規格にそった内臣印は472例。そのうち45.97%に「璽」「章」「印」はつかない。同様に、外臣印も62例あるが、「章」や「印」のつくものは一例もない。

印文の読み方は、王朝名 + 民族名 + 部族名 + 官職名だから、「委 = 倭^わ」は民族名、「奴」(「奴国」)は部族名、「王」が官職名であり、真印であることに矛盾はない。

ちなみに、魏志倭人伝に2万戸とある奴国は、北京にあった広陽国、南海郡や日南郡などの人口に匹敵する大きさだ。奴国王が金印を下賜されたのは当然なのである。